

令和5年度

ふくい市民活動基金助成事業 応募要領



市民活動団体が、公益的な事業に取り組むための経費を助成することで、非営利で公益的な活動を促進し、豊かな地域社会をつくることを目的としています。

なお、この助成金は、市が設置した福井市非営利公益市民活動促進基金（ふくい市民活動基金）を財源としています。

募集期間 令和5年1月20日（金）
～ 3月5日（日）17時必着

助成コース（コース名／助成割合／助成上限）※詳細は別記

○チャレンジコース 100% 10万円

○自由提案コース 80% 20万円

○協働提案コース 100% 40万円

I 対象団体及び助成要件について

1 助成対象団体

下記の全てに当てはまる団体であること

- ・非営利公益市民活動団体であること
(NPO法人、社団法人、ボランティアグループ、その他任意の非営利団体)
- ・市内（学生を主体とする団体にあつては県内）に主たる事務所等を有すること
- ・市税の滞納がないこと
- ・過去5年間に虚偽の申告、不正の事実等による処分を受けていないこと
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

2 助成対象事業

下記のすべてに当てはまる新規事業、又は既存事業の拡充

- ・福井市の地域課題・社会課題の解決を目的とする非営利で公益的なもの
- ・市の施策の方針に反しないもの
- ・国、地方公共団体の財政的支援を受けないもの
- ・助成金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末までに完了するもの

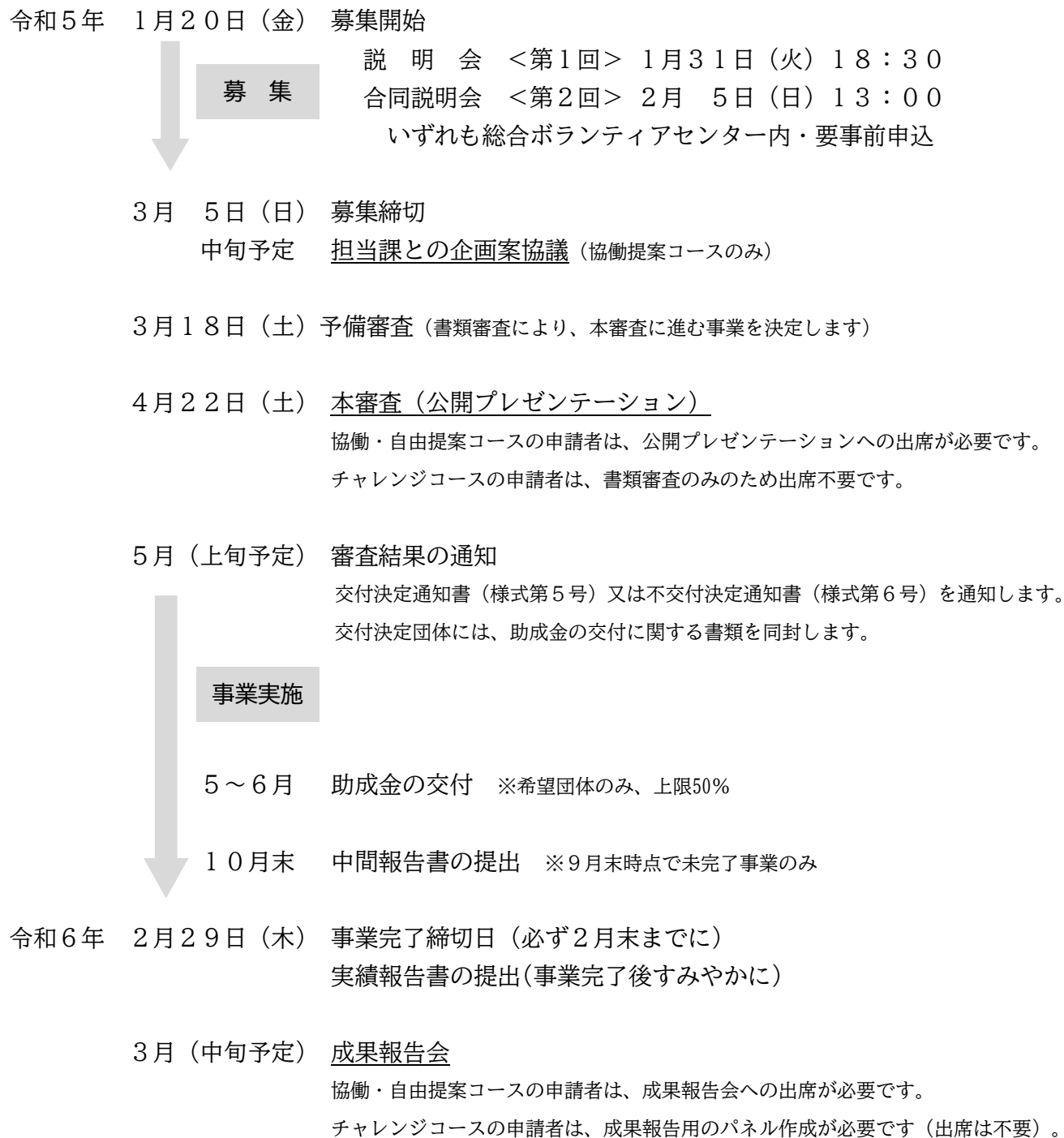
※同一年度の募集に対して、1団体が申請できる事業は1つのみです。

3 助成コース

	チャレンジコース	自由提案コース	協働提案コース
趣旨	小規模事業のスタートアップや学生の取組を支援し、自由提案コース等へのステップアップを応援します。	市民活動団体の持つ専門性やノウハウを活かした取組を支援し、団体の自立的かつ継続的な運営につながるよう応援します。	市の施策（第八次福井市総合計画）に沿った取組で、市民活動団体と市の協働により効果が高まる事業を募集します。
助成金額	助成対象経費×100% 上限 10万円	助成対象経費×80% 上限 20万円	助成対象経費×100% 上限 40万円
助成回数	最大3回まで（同一事業を自由提案コースからチャレンジコースには変更できません） ※2回目以降に申請する同一事業は、前回取り組んだ事業の拡充を行うこと。 「事業を拡充する」とは、前回と全く同じ取り組みではなく、これまでの活動を通して新たに把握した課題の解決に取り組み、事業の手法・内容・規模などを改善すること。 ※過去に助成を受けた同一事業については通算する。		
審査方法	書類審査	予備審査（書類） 本審査（公開プレゼン）	担当所属との企画案協議 予備審査（書類） 本審査（公開プレゼン）
※審査内容など、ご不明な点は、お気軽にお問合せください。			

※本助成事業は、令和5年度福井市予算原案の議決を経て効力を発するものとしします。

Ⅱ 申請から助成金交付、成果報告会までの流れについて



Ⅲ 提出書類について

- 1 提出期限 令和5年3月5日（日）17時必着
- 2 提出書類 下記の書類を全て提出してください。
 - ①助成金交付申請書（様式第1号）
 - ②団体概要書（様式第2号）
 - 添付資料 各1部
 - ・団体の規約、会則など（会則のない団体は事前にご相談ください）
 - ・団体役員等の名簿
 - ・登記事項証明書の写し（法人の場合）
 - ・団体の年間活動と予算規模が分かるもの（事業報告書、決算書等）
 - ・その他、活動状況が分かるもの（写真、チラシ等）
 - ③実施計画書（様式第3号）
 - ④収支予算書（様式第4号）
- 3 提出方法 窓口提出、郵送又はメール
- 4 提出先 〒910-0006
福井市市民生活部 市民協働・ボランティア推進課
（福井市中央1丁目2-1 ハピリン4階 福井市総合ボランティアセンター内）
- 5 その他 提出書類は、審査で使用するほかホームページ等で公開することがあります。
提出書類は返却いたしません。書類は全てコピーし、お手元に保管してください。

各様式は、福井市市民協働・ボランティア推進課のホームページからダウンロードできます。



IV 助成対象経費について

1 助成対象経費の一覧

助成金の交付対象となる経費は、助成事業に必要な経費のうち、下記の表のとおりです。

科目	対象経費の例	対象とならない経費の例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体会員以外への謝礼（講師、司会者、出演者、アルバイト等）※謝礼には、謝金に代わる物品（菓子折り等）を含む。 ・調査、研究、団体会員が助成事業に従事した時間等に係る報償費等（本人が業務日誌に記載した時間に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体会員を対象とした研修講師への謝礼 ・社会通念上の儀礼に係る経費（手土産、花束等） ・経常経費と区別できないもの ・日報等で裏付けできないもの
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の交通費（電車代、バス代）、宿泊代 ・外部スタッフ及び団体会員の交通費（団体の旅費規程がない場合は、本市の旅費規程に則る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者の交通費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> ・会報の作成費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のための物品の購入費（マスク、消毒液等） ・機材や資材の購入費（コピー用紙、ゴミ袋、塗料等） ・コピー料 	<ul style="list-style-type: none"> ・私物と区別できないもの ・寄付を目的としたもの ・参加者への記念品、参加賞等
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・物品等送料（ハガキ、切手代、宅配便等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話代（プリペイド式携帯電話を含む） ・インターネット接続料
保険料	助成対象事業に係る保険 <ul style="list-style-type: none"> ・行事保険 ・団体会員以外のボランティア活動保険（ボランティアスタッフ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の年間活動に対する保険（NPO活動総合保険等） ・団体会員自身の活動保険
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な技術、資格、知識を必要とする委託料（ステージの電気設備設営等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が直接実施することができるもの
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・外部スタッフや団体会員の駐車料金 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の駐車料金
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告費 ・事業実施に要する水道光熱費及び燃料費（経常的な経費と区別できるものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食費（講師飲食代含む） ・備品（事業実施上、購入がやむを得ないと認められる場合には5万円以内で認める） ・経常経費と区別できないもの ・金融機関への振込手数料

2 注意事項

- ・交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。決定日前に着手が認められた事業については、本助成の対象外となります。
- ・団体の運営や日常活動にかかる経費は対象となりません。
- ・上記の助成対象経費に該当するか、慎重に確認して支出してください。ご不明な点は、福井市市民協働・ボランティア推進課までお問い合わせください。
- ・助成対象経費に該当する支払証拠書類（領収書、日報等の帳簿その他）は、他の事業に関する資料と区別して5年間保存してください。

V 審査について

1 審査方法

- ・ チャレンジコースは、書類により審査します。（公開プレゼンテーションを行いません）
- ・ 自由提案コース及び協働提案コースは、予備審査を書類、本審査を公開プレゼンテーションにより行います。申請者は、公開プレゼンテーションに出席してください。
- ・ 提出された申請書類について、審査過程で内容への質問をすることがあります。
- ・ 審査は、有識者で構成する福井市市民協働推進委員会が行い、審査意見に基づき市が助成対象事業及び助成金額を決定します

2 審査基準

項目	視点
公益性	・ 社会的に広く認知された課題の解決を目的としている ・ 趣味的、互助的な活動でない
市民活動の特性	・ 行政と異なる視点が活かされている ・ 申請者の専門性やネットワークが活かされている
開放性	・ 事業対象や会場が市民に開かれている ・ 他の団体や市民と連携している
自立性 継続性	・ 将来にわたり自立的な事業運営を企図している ・ 助成金以外の事業収入がある
実現性	・ 課題解決に向けて、事業の内容や手法が適切である ・ 目的に対して適切な事業規模、予算規模である
協働性	・ 市と適切に役割分担している ・ 市と協働することでより高い成果が期待できる
ボランティアとの関連性	・ ボランティアの積極的な参加を求めている ・ 今後のボランティア活動の活性化が期待できる

VI 事業の実施と完了後の手続きについて

1 事業の着手

交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。

決定日前に着手が認められた事業については、交付決定を取り消されます。ただし、申請のための事業の企画・立案・内部会議等については、着手として扱いませんが、これに係る経費は助成対象外経費とします。

※ 協働提案コースの事業は、交付決定後に、担当所属とスケジュールや実施方法など、今後の進め方を打合せしてください。

2 事業内容の変更

助成金の交付決定後に事業内容や経費の配分を変更する場合は、軽微な変更を除き、事前に助成金交付変更申請書（様式第7号）を提出して承認を得てください。

ただし、助成金の増額はできません。

3 助成金の交付（概算払請求）

助成金は、実績報告後の支払い（精算払）ですが、交付決定額の50%の範囲内で5～6月に支給することもできます。希望する団体は、助成金交付概算払請求書（様式第16号）により請求してください。

4 助成事業の中止等

助成金の交付決定後に助成事業を中止する等、助成金の交付を辞退する場合は、速やかに助成金交付辞退届出書（様式第9号）を提出してください。

5 中間報告

9月末日時点で事業が完了していない場合は、10月末日までに中間報告書（様式第13号）を提出してください。

6 実績報告

助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第10号）に次の関係書類を添えて、速やかに提出してください。

- (1) 実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 助成対象経費に該当する領収書、帳簿、その他収支に係る書類等の写し
- (4) その他事業の内容及び成果を表す書類（当日の写真、広告物等）

7 助成金額確定

事業実施後に提出された実績報告書等の書類を審査し、助成金額を確定します。

金額の確定後、助成金交付請求書（様式第15号）を提出してください。助成金を交付（概算払を受けている場合には、差し引いた額を交付）します。

確定される金額は、「交付決定額」又は「助成対象経費総額×補助率」のうち、いずれか低い方となります。

8 成果報告会

助成を受けた団体（自由提案コース、協働提案コース）には、助成金を受け実施した事業の成果を広くPRすることを目的として、公開の場で事業の成果を報告していただきます。団体活動の周知や活動への参加を呼びかける機会にもなりますので、この場をぜひご活用ください。

チャレンジコースについては、成果についてパネル展示をお願いする場合があります。

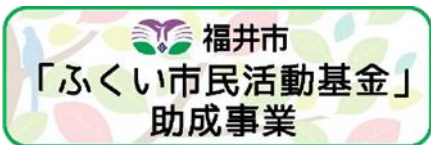
9 交付の取り消し、助成金額の返還

次のような場合は、助成金交付決定の取り消し又は交付決定額を減額し、すでに交付した助成金がある場合、その全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 交付決定日前の事業着手が認められたとき。
- (2) 虚偽や不正な行為で助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 事業の全部又は一部ができなくなったとき。
- (4) 市長が不相当と認めたとき。

10 その他

- ・助成事業を実施するときには、チラシ等に下記の画像を掲載してください。
交付決定後に画像データをお渡しします。



- ・助成団体に対しては、本市の協働事業へのご協力をお願いすることがあります。
(本助成事業や基金のPR、職員研修での事業説明、本市主催のパネル展への出展等)

- ・次頁第八次福井市総合計画の詳細は、福井市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/plan/p015748.html>

第八次福井市総合計画

検索

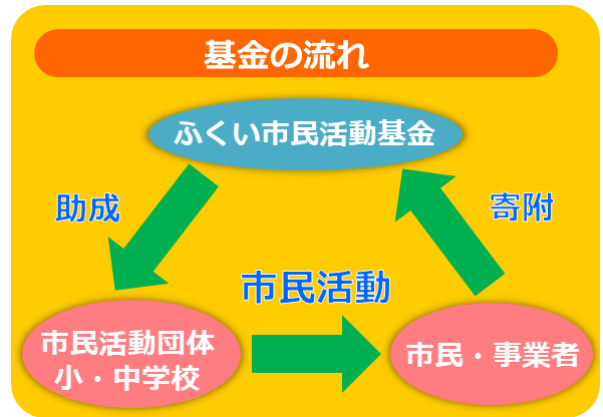


第八次福井市総合計画 体系一覧 「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」			
分野	政策		
NO.	施策		
分野	政策		
NO.	施策		
【社会基盤】 快適に暮らす まち	政策1 公共交通を利用して様々な人が便利に行き来できる快適なまちをつくる	1 北陸新幹線の早期全線開業を目指す	29 地域の防災力を高める
	政策2 まちなかの充実した都市機能により、にぎわいと交流のあふれる心弾むまちをつくる	2 公共交通の利用を促進する	30 火災等から人命と財産を守る
	政策3 持続可能な強靱な社会基盤と安全で快適な生活環境が整ったまちをつくる	3 ICTを活用して公共交通の利便性を高める 地域拠点の機能充実を図り、公共交通利用者の利便性向上を図る	31 地域における防犯力を向上する
	政策4 地域の魅力を発信して人の流れを呼び込み、持続可能な活気あふれるまちをつくる	4 景都にふさわしい魅力あるまちをつくる	32 安全安心な消費生活を支える
	政策5 誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまちをつくる	6 にぎわいの創出のための仕掛け、仕組みをつくる	33 交通安全対策を推進する
	政策6 市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる	7 うるおいと個性あるまちをつくる	34 スマート農業等新たな時代に対応した農業を推進する
	政策7 環境にやさしい持続可能なまちをつくる	8 強靱な社会基盤を構築する	35 ブランド化や販路開拓等新たな可能性にチャレンジする
	政策8 市民・事業者・他自治体等と連携して災害・事故に強い安全・安心なまちをつくる	9 安全で快適な生活環境を保全する	36 稼げる林業と水産業を推進する
	政策9 未来を切り拓く農林水産業のまちをつくる	10 安全で安心な上下水道のサービスを提供する	37 農地・農村の環境を守り活性化を図る
	政策10 新たなチャレンジを後押しし、活力と魅力あふれる商工業が発展しつづけるまちをつくる	11 福井とつながる人口の対流を創出する	38 地域の商工業を振興する
【市民福祉】 住みよいまち	政策11 福井の魅力「福いネ」を実感できる、おもてなしの心があふれる観光のまちをつくる	12 ライフステージに応じた人材還流を促進する	39 創業の促進と事業承継の円滑化を支援する
	政策12 文化や歴史、自然を、郷土の誇りとして未来につながるまちをつくる	13 地域の資源を活かし、安心して住み続けられる住環境をつくる	40 地元で働く魅力を発信する
	政策13 健康やかで自立心をもって未来を切り拓く子どもを育むまちをつくる	14 地域の活性化や地域コミュニティの維持に取り組み	41 多様な人々が活躍できる雇用環境を推進する
	政策14 市民が生涯にわたり、学習やスポーツに親しめるまちをつくる	15 誰もが活躍できる社会の実現を図る	42 観光資源を磨き上げる
	政策15 誰もが健康増進を図る	16 女性が輝きいきいきと暮らせる社会の実現を図る	43 誘客プロモーションを強化する
	政策16 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する	17 多文化共生のまちづくりと国際交流を推進する	44 おもてなしの充実を図る
	政策17 自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む	18 ホランティアの力を高め市民と行政が力を合わせる協働のまちづくりを進める	45 市民の心を豊かに育む文化芸術を振興する
	政策18 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる	19 生活習慣病予防に取り組みなど生涯にわたる健康づくりを支援する	46 歴史や文化遺産を保存・継承し活用する
	政策19 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる	20 子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる	47 自然科学教育で創造性豊かな子どもを育む
	政策20 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境をつくる	21 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが できる環境をつくる	48 子どもの生き生きを伸ばす学校教育を充実する
政策21 障がいや難病等を抱える人が地域で安心して生活できるよう支援する	22 障がいや難病等を抱える人が地域で安心して生活できる よう支援する	49 子どもの健康増進を図る	
政策22 複雑化・複合化する支援ニーズを包括的に受け止める体制をつくる	23 複雑化・複合化する支援ニーズを包括的に受け止める体制をつくる	50 子どもの安全を守り、健全な育成を図る	
政策23 公衆衛生の向上や健康管理の強化に取り組み	24 公衆衛生の向上や健康管理の強化に取り組み	51 学びの場としての学校環境を整備する	
政策24 環境負荷低減の取組を推進する	25 環境負荷低減の取組を推進する	52 市民の生涯学習を支援する	
政策25 環境対策に積極的に取り組む企業を支援育成し、公害や不法投棄のない快適な生活環境を守る	26 環境対策に積極的に取り組む企業を支援育成し、公害や不法投棄のない快適な生活環境を守る	53 市民の生涯スポーツを支援する	
政策26 自然や都市環境を守り育て、未来に伝える	27 自然や都市環境を守り育て、未来に伝える	54 時代の変化に対応できる組織体制の構築	
政策27 市民、市民組織、事業者、行政が共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める	28 市民、市民組織、事業者、行政が共に環境を考え、共に行動できる人づくり・まちづくりを進める	55 市民サービスのさらなる向上	
政策28 総合計画を推進するために	28 総合計画を推進するために	56 SDGsをふまえた健全で持続可能な財政運営	

福井市非営利公益市民活動促進助成事業（ふくい市民活動基金助成）について

この事業は、福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例（平成16年福井市条例第2号）に基づき、非営利公益市民活動の促進を通じて豊かな地域社会をつくることを目的として、市民活動団体が取組む公益的な事業を支援するために実施しています。

この事業の財源である福井市非営利公益市民活動促進基金（ふくい市民活動基金）は、市民や事業者の皆様から頂いた寄附金等を積み立てて運用しています。



令和3年度にふくい市民活動基金へご寄附いただいた皆様

- | | | | | |
|---------------|----------------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 株式会社R. Style | 株式会社キッチンプラント | 株式会社昭和堂 | 西川印刷株式会社 | 株式会社北陸環境科学研究所 |
| 株式会社アイビックス | 有限会社木下オート | 伸海エンジニアリング株式会社 福井支店 | 株式会社西川建築設計事務所 | NPO法人まちかど保健室you |
| 株式会社アイル保険センター | 有限会社木村工機 | 株式会社新内 | 日本管財株式会社 | 松井策建設株式会社 |
| アキラ株式会社 | 銀扇福井株式会社 | スキット株式会社 | 日本システムバンク株式会社 | 丸一調査設計株式会社 |
| 株式会社アスワ村田製作所 | 株式会社熊谷組福井支店 | 株式会社センボー建築事務所 | 畑 みゆき | 株式会社マルキヤ宣伝社 |
| 暁産業株式会社 | 株式会社クリンマスター | 創文堂印刷株式会社 | 畑中厨房株式会社 | 株式会社マルツホールディングス |
| 株式会社安部書店 | 医療法人健康会 | 大一印刷株式会社 | ヒダニ電機株式会社 | 株式会社丸和 |
| 荒井設備産業株式会社 | 合同電機株式会社 | 株式会社第一コンサル | 広川土建株式会社 | 三谷設備株式会社 |
| 荒川レース工業株式会社 | 小林電工株式会社 | 大和リース株式会社 福井営業所 | 株式会社福井環境開発 | みのる産業株式会社 |
| アルケーウィル株式会社 | 酒井電機株式会社 | 竹内 真由美 | 福井環境事業株式会社 | 宮本測量登記事務所 |
| 井上金庫販売株式会社 | 株式会社佐々木電業社 | 株式会社竹中工務店 福井営業所 | 福井県環境保全協業組合 | 村中建設株式会社 |
| 今村燃系有限会社 | 株式会社サンワコン | T-PLANNING | 協同組合福井県建築設計監理協会 | 株式会社山崎塗装店 |
| イワイ株式会社 | 三和薬品株式会社 | デリアテール株式会社 | 一般社団法人福井市医師会 | 株式会社山下鋼業 |
| 有限会社上田産業 | 株式会社シー・シー・ユー | 株式会社デルタコンサルタント | 福井市古紙等リサイクル協同組合 | 有限会社吉本重建 |
| えちぜん鉄道株式会社 | 自治労福井市職員労働組合 | 株式会社ナイガイ | 福井信用金庫 | 鷲田建設株式会社 |
| 大貫建設株式会社 | ジビル調査設計株式会社 | ナガイ造園有限会社 | 福井ツバメ商事株式会社 | 株式会社渡辺商事 |
| 加畑 雄大 | 株式会社ジェスクホリウチ 福井支店 | 中野建設株式会社 | 株式会社ホーコース | (50音順) |
| 上屋敷工業株式会社 | 医療法人秀峰会 本多レディースクリニック | 波寄造園土木株式会社 | 株式会社ホクシン | |

福井市 市民生活部 市民協働・ボランティア推進課

〒910-0006 福井市中央1丁目2-1 ハピリン4階
福井市総合ボランティアセンター内

電話:0776-20-5107 FAX:0776-20-5168

E-mail:volunteer@city.fukui.lg.jp

開所時間:【火～金】9:00～21:00 【土・日】9:00～17:00

休 所 日:月曜・祝日(土・日を除く)

お問合せ
申 込 先



ふくい市民活動基金 助成

検索